

	新築	増改築	認定を受けた既存住宅の購入
補助制度	 地域型住宅グリーン化事業(認定長期優良住宅) 中小工務店等が整備する木造の認定長期優良住宅等について支援【補助限度額】140万円/戸等 市街地再開発事業等 長期優良住宅の整備を含む事業のうち一部の費用について、補助率を引上げ (1/3→2/5) こどもエコすまい住宅支援事業 子育て世帯等が取得する新築の認定長期優良住宅について支援【補助額】100万円/戸 	● 長期優良住宅化リフオーム推進事業 既存住宅の長寿命化に資するリフォーム等について支援 【補助率】補助対象経費の1/3 【補助限度額】200万円/戸 等	_
税制特例	 所得税 ・住宅ローン減税: R4年及びR5年入居については、借入限度額を省エネ基準に適合しない住宅より2,000万円引き上げ(控除期間13年間、控除率0.7%) ・投資型減税:標準的な性能強化標準費用相当額の10%を控除(上限650万円) 登録免許税 般住宅より税率を軽減(保存登記:1.5/1000→1.0/1000 等) 不動産取得税 般住宅より課税標準からの控除額を100万円上乗せ 固定資産税 1/2減額する期間を一般住宅より2年延長(戸建て5年、マンション7年) 	 所得税 標準的な工事費用相当額の10%等を控除 固定資産税 2/3減額(減額期間は1年) 	● 所得税 住宅ローン減税:借入限度額を省エネ基準に適合しない住宅より1,000 万円引き上げ (控除期間10年間、控除率0.7%)
融資	 【フラット35】S (金利Aプラン)及び維持保全型 フラット35の借入金利を ・当初5年間、 0.5%引き下げ ・6年目~10年目 0.25%引き下げ ・6年目~10年目 0.25%引き下げ 金利引継特約付き【フラット35】 住宅売却の際に、借入金利のままで購入者へ住宅ローンの返済を引き継ぐことが可能 【フラット50】 償還期間の上限が50年間。住宅売却の際に、借入金利のままで購入者へ住宅ローンの返済を引き継ぐことが可能 	 【フラット35】S(金利Aプラン)及び 維持保全型 (同左) 金利引継特約付き【フラット35】 (同左) 【フラット35】リノベ (金利Aプラン)フラット35の借入金利を当初10年間、0.5%引き下げ 【フラット50】 (同左) ※いずれも増改築工事を伴う住宅取得時に利用可能 	 【フラット35】S (金利Aプラン)及び維持保全型 〈同左〉 金利引継特約付き【フラット35】 〈同左〉 【フラット50】 〈同左〉